

管理運営にあたっての条件

1 費用の負担について

- (1) 運営に必要な工事費、設備費、業務経費（光熱水費等含む。）は全て事業者の負担とします。清掃等のために同じ橋詰広場に設置しているトイレの水道水を必要最低限の範囲で使用することは認めます。
- (2) 事業者の負担において、施設賠償責任保険に加入してください。

2 料金について

- (1) 駐車場料金は、市と協議をし、決定してください。

3 その他管理について

- (1) 関連法令等に従い、管理運営をしてください。
- (2) 24 時間体制による管理体制とし、駐車機器等の障害が発生した場合は、速やかに現場に出動し、障害復旧を行ってください。
- (3) 24 時間体制によるコールセンター機能を有し、緊急時には遠隔操作等により速やかに対応を行ってください。
- (4) 苦情や事故等についても迅速かつ誠実に対応し、市へ随時報告してください。
- (5) 騒音、排ガス、車両照明の反射、ゴミ等への対策を十分行い、近隣住民へ十分配慮するようにしてください。
- (6) 定期的に場内、また、その周辺を清掃し、常に良好な状態を維持してください。
- (7) 出庫する際の警告音を発する場合、音量は、近隣住民の迷惑にならない程度のものとしてください。
- (8) つり銭切れがないように定期的に補充をしてください。

4 その他

- (1) 個人情報関連法令を遵守し、適切に使用するとともに厳重に管理してください。
- (2) 市から依頼があった場合は、必要となる資料等の提供に協力してください。

募集要項の記載内容もよく確認してください。